

中学校完全給食推進連絡協議会設置要綱

（趣旨）

第 1 条 市立中学校における完全給食の実施に伴う学校運営等に関する課題等の情報を共有し、その解決策等を話し合うため中学校完全給食推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 連絡協議会の構成員は、25人以内とする

2 連絡協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）市立中学校の教職員等のうちから教育長が依頼した者
- （2）市立小学校の教職員等のうちから教育長が依頼した者
- （3）市立学校の児童・生徒の保護者のうちから教育長が依頼した者
- （4）教育委員会事務局の職員のうちから教育長が指名した者

3 構成員の任期は、1年とする。ただし、補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第 3 条 連絡協議会に、座長を置き、学校教育部長をもって充てる。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 連絡協議会の会議は、座長が招集する。

2 連絡協議会の会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校保健課において行う。

（その他の事項）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は座長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて依頼された構成員の任期は、平成29年3月31日までとする。